

熊本市こども・子育て支援事業計画（第三期）
の変更について

1 変更の経緯

- 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」は、児童福祉法の一部改正により、令和7年4月から、認可を受けて事業を実施することが位置付けられた。
- 令和8年度からは、新たに「乳児等のための支援給付」として全国の自治体で実施されることとなり、事業を円滑に実施するため、令和7年9月29日にこども・子育て支援事業計画に関する国の基本的指針が改正された。
- 同改正については、令和8年4月1日から適用されるため、第三期熊本市こども・子育て支援事業計画の一部変更（追記）が必要となったもの。

こども誰でも通園制度

保護者の就労状況等にかかわらず、月10時間まで、時間単位で保育所等に、こどもを預けることができる制度であり、育児休暇中の方も利用可能である。熊本市においては、令和6年度から試行的事業を実施し、令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として実施している。

※事業の詳細は、添付のチラシを参照

2 変更内容について

- ・ 基本的記載事項（必須記載事項）として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項。

※詳細は次ページに記載

■ 追記内容①

4 **子どものための教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制確保の内容**

(1) (略)

(2) **地域における教育・保育施設及び地域型保育事業者等間の相互の連携・接続**

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者が幼児期の学校教育や保育を充実させ、施設間の連携・接続ができるよう、情報提供等を行い、協力体制の構築を支援していくとともに、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に即した各種要録等を活用しながら、乳幼児期から小学校年齢期における発達及び生活の連続性の確保について配慮していきます。

■ 追記内容②

6 **乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容**

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、満3歳児クラスの活用等の情報提供等を行い、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設の協力体制構築を支援していきます。

3 その他の変更事項について

熊本市こども計画 2025 において計画上位置付けている「多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）」について、わかりやすさを向上させることを目的として、第三期こども・子育て支援事業計画該当部分へも記載するもの。

□ 追記内容①

7 対象事業

地域子ども・子育て支援事業		提供区域
2	一時預かり事業（1）幼稚園型	市内 27 区域
	一時預かり事業（2）幼稚園型以外	市内 27 区域
3	時間外保育事業	市内 27 区域
4	【新規】乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市内 8 区域
5	利用者支援事業 ①特定型	行政区
	利用者支援事業 ②こども家庭センター型	行政区
	【新規】利用者支援事業 ③地域子育て相談機関	—
~~~~~		
17	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—
18	【新規】子育て世帯訪問支援事業(1)熊本市子育て世帯訪問事業	市全域
	【新規】子育て世帯訪問支援事業(2)産前産後ホームヘルプサービス	市全域
19	【新規】児童育成支援拠点事業	市全域
20	【新規】親子関係形成支援事業	市全域

#### □ 追記内容②

##### 17. 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

所管課	保育幼稚園課
事業概要	発達面等において特別な支援が必要なこどもを受け入れている認定こども園に対し、特別支援教育に係る人件費を助成する事業
提供区域	-

#### ■ 量の見込みの考え方

量の見込みの設定対象外

#### ■ 確保の方策の考え方

利用ニーズに的確に対応できるよう、各事業者に対し継続的に周知していく。